

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- (1) 契約名称 津財務事務所で使用する電気の供給業務
- (2) 需要場所 三重県津市桜橋 2-129 津財務事務所
- (3) 業務概要 津財務事務所で使用する電気の供給業務
(従量電灯 C : 年間見込使用電力量 17,000kWh、低圧電力 : 同 12,800kWh)
- (4) 契約期間 令和 7 年 10 月の検針日から、令和 8 年 10 月の検針日前日まで
- (5) 見積書の受領期限 令和 7 年 9 月 3 日 (水曜日) 16 時 00 分
- (6) 見積合せの日時 令和 7 年 9 月 3 日 (水曜日) 17 時 00 分 (立会不要)
見積合せの結果については、口頭で通知する。

2. 見積書の提出に必要な資格等

- (1) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況について、本公告別紙において示す基準を満たす者であること。
- (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の資格等については、見積説明書 (下記 3. の説明書類等として配付する。) のとおり。

3. 契約条項を示す場所及び説明書類等の配付場所

東海財務局総務部会計課 〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1 (電話 052-951-2382)

説明書類等は、上記場所にて令和 7 年 8 月 28 日 (木曜日) 17 時 00 分まで配付するほか、電子メールにより配付する。

電子メールによる配付を希望する場合は、令和 7 年 8 月 28 日 (木曜日) 17 時 00 分までに、上記場所に電話連絡のうえ、当局担当者の指定する宛先まで電子メールを送信すること。送信する電子メールには、件名に「津財務事務所で使用する電気の供給業務説明書類等配付依頼」と記載するとともに、本文に連絡先 (担当者の氏名及び電話番号) を記載すること。

4. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第 99 条の 5 の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約相手方とする。

以上公告する。

令和 7 年 8 月 14 日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長 黒井 隆宏

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(表) 「各用語の定義」

用 語	定 義
<p>① 令和 5 年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数</p>	<p>「令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和 5 年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和 5 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 5 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
<p>② 令和 5 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を 令和 5 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

	<p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギ</p>

	<p>ーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>